

(案)

奄美市教育大綱

～^{シマ}地域で教え ^{シマ}地域に学ぶ 学びの循環～



令和8年3月

奄 美 市

はじめに



本市では、平成 28 年 3 月に奄美市教育大綱（以下「大綱」という。）を定めて以来、改訂を重ねながら教育行政の方向性と目標を示してまいりました。このたび、計画期間の満了を迎えるにあたり、総合教育会議において本市における現状の課題と今後の方向性を協議し、新たな教育大綱を策定いたしました。

本大綱では、「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」という本市の将来像の実現を見据え、子どもから大人まで、誰もが学び続けられる地域づくりを目指すもので、一人ひとりが自らの良さや可能性に気づき、他者を尊重し、協働して課題を乗り越える力を育むことを基本に据えております。

その柱として、価値あるものを感じ取る感性と、困難にしなやかに向き合う耐性を育み、時代の変化の中にあっても柔軟に考え行動できる力を養うため、「感性の教育」と「耐性の教育」を融合した「心の教育」を推進してまいります。

また、郷土教育・ふるさと学習を充実させ、奄美の自然・歴史・文化を生かした体験的な学びを通じて、地域に誇りと愛着を持つ市民の育成に努めてまいります。あわせて、世代を超えて学びが受け継がれる「学びの循環」を大切にし、生涯学習の充実へとつなげてまいります。

本大綱のもと、教育委員会をはじめ関係機関、地域の皆さまと連携し、「しあわせの島」の実現に向けた人づくりを着実に進めてまいります。

令和 8 年 3 月

奄美市長 安田 壮平

目 次

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の位置付け	2
2	大綱の期間	3
4	教育の基本理念	3
5	教育の基本目標	4
6	教育の基本方針	5
7	今後 5 年間に取り組む施策	
【1】	本市教育の取組における視点	6
(1)	時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重	6
(2)	社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成	6
(3)	生涯を通じて一人ひとりが幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり	6
(4)	学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働	7
(5)	郷土の教育的伝統や風土の活用と未来への継承	7
(6)	教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進	7
【2】	本市教育施策の方向性	8
(1)	お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	8
(2)	未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	8
(3)	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	8
(4)	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	9
(5)	生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	9
8	基本目標と施策の関連図	10

I 大綱策定の趣旨

大綱は、地方公共団体の長が、目指すべき教育の基本的な考え方を示し、地域としてどのように取り組むべきか定めるものです。

また、教育振興基本計画や自治体の総合計画、各種施策とも整合を図りながら、教育施策を一体的・計画的に進めていくための土台となるものです。総合教育会議での協議を踏まえて策定することで、首長と教育委員会が同じ認識を持ち、安定した教育行政の運営を目指します。

大綱につきましては、国及び鹿児島県の教育振興基本計画を踏まえつつ、地域の実情に即して、私たちのまちの教育の進むべき道を示すものです。人口構成や地理的条件、歴史・文化、産業の姿は地域によって異なり、それぞれの地域に合った教育の方向性を整理し、将来の地域社会を担う人材を育てていく必要があります。

とりわけ奄美では、島嶼地域ならではの地理的特性や、豊かな自然の中で育まれてきた風土、伝統、文化を大切にした教育が欠かせません。集落を基盤とする暮らしの中で培われた相互扶助の“結”の精神、人とのつながりを重んじる価値観、シマウタや八月踊りといった伝統文化は、奄美ならではの貴重な財産です。

こうした良さを次代へ受け継ぐと同時に、地域間の格差をできる限り小さくしながら、誰もが安心して学べる環境づくりを進めていかなければなりません。

少子化や人口減少、若年層の流出といった大きな課題に直面する中で、郷土に誇りと愛着を持ち、将来、地域を支え、島の未来に主体的に関わる人材を育てることを目指し、こうした思いを共有しながら、地域全体で育てていく指針として教育大綱を定めることとしました。

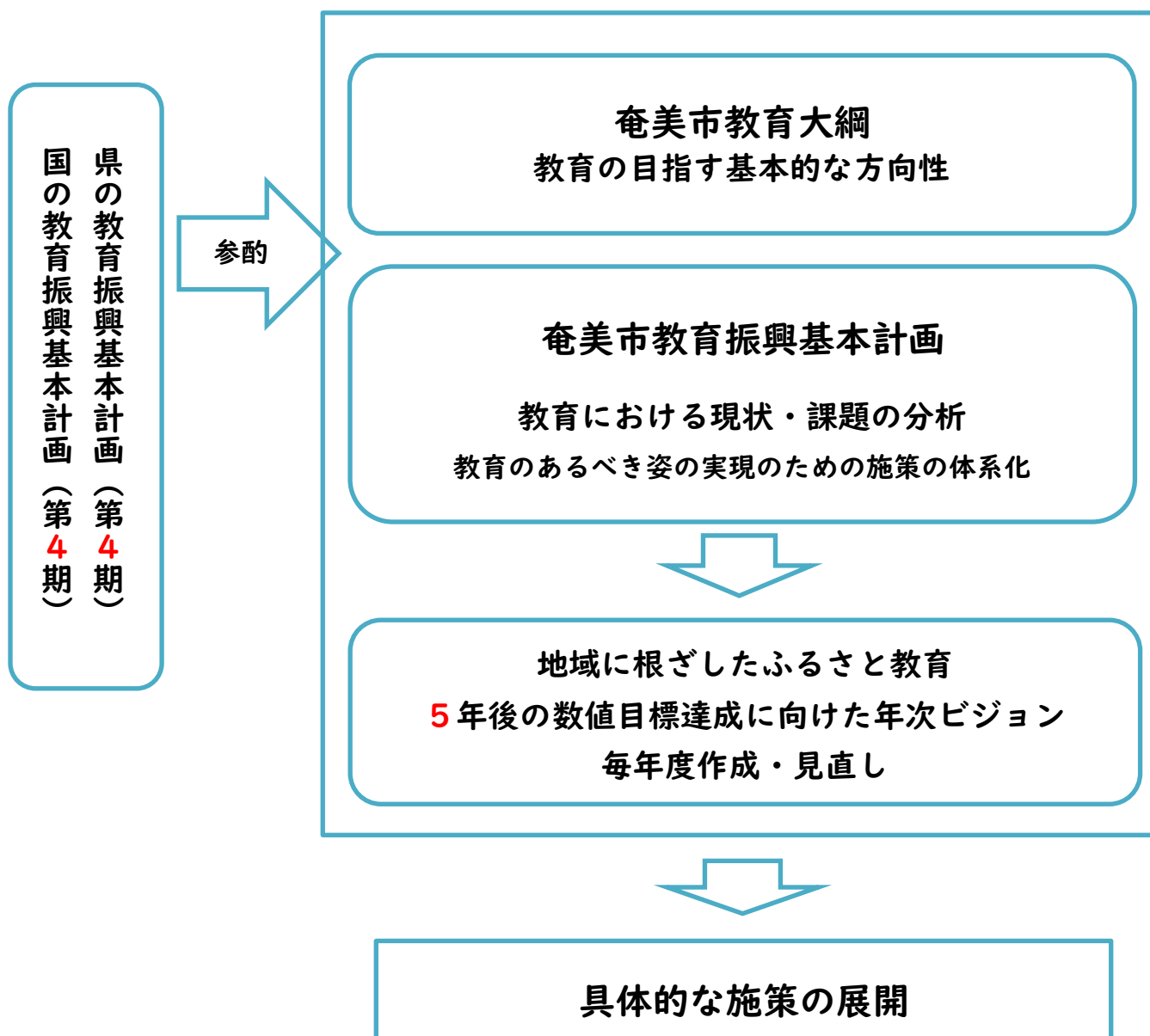
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2 大綱の位置付け



【教育基本法】（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 大綱の期間

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
			奄美市総合計画 令和6～20年度						
	奄美市教育大綱			奄美市教育大綱 (令和8～12年度)					
	奄美市第2期教育振興基本計画				奄美市第3期教育振興基本計画				
		国の第4期教育振興基本計画							
			県の第4期教育振興基本計画						

4 教育の基本理念

本市は「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」という将来像の実現を目指し、すべての市民が身体的・精神的な豊かさと幸福を感じながら、生涯にわたり学び続けられる地域づくりに取り組みます。

教育を通じて、子どもから大人まで一人ひとりが自らの良さや可能性に気づき、他者を尊重し、協働して課題を乗り越える力を育むことを目指します。

その実現のため、本市は教育の基本として「感性の教育」と「耐性の教育」の融合に取り組みます。価値あるものを感じ取る感性と、困難を乗り越える耐性を兼ね備えた「しなやかな心」を育み、変化の激しい時代においても柔軟に課題を解決できる力を育成します。すなわち、「感性の教育」＋「耐性の教育」＝「心の教育」が本市の教育の柱です。学校と地域が一体となり、あまみの子どもたち一人ひとりを光り輝く存在へと育むため、全力で取り組んでまいります。

また、郷土教育・ふるさと学習を充実させ、奄美の自然・歴史・文化を活用した体験的な学びを通じて、地域に誇りを持てる市民を育成します。子どもたちが将来、島に戻り地域の発展に貢献したいと思えるよう、郷土愛とアイデンティティを育む教育を推進します。

さらに、世代を超えて学びが受け継がれる「学びの循環」を築きます。すべての市民が生涯にわたり学び続け、その成果を分かち合うことで、地域全体で「しあわせの島」の実現を支える力となることを目指します。

5 教育の基本目標

1 感性と耐性を育む「心の教育」の推進

子どもたちが、価値あるものに気づく「感性」と、困難を乗り越える「耐性」を兼ね備えた「しなやかな心」を身につけられるよう、「心の教育」を推進します。変化の激しい時代に柔軟に対応し、他者を尊重しながら協働できる力を養います。

2 学び続ける力の育成「生涯学習・スポーツ」の推進

すべての市民が生涯にわたり学び続け、自らを高めながら社会に貢献できるよう支援します。学びやスポーツ・文化活動を通じて心身の健康を育み、その成果を地域で共有し合うことで、共に成長する地域づくりを進めます。世代や立場を超えて互いに学び合うことで、多様性を尊重しながら、共により良い未来を築く力を育みます。

3 郷土への誇りと愛着「奄美の自然・歴史・文化」を活かす教育

世界自然遺産に登録された奄美の豊かな自然や歴史、文化を学びに取り入れ、体験的な活動を通じて郷土愛と地域への誇り（シビックプライド）を育みます。

子どもたちが地域（シマ）で学び、その魅力や人とのつながりを深く感じることで、将来、再び郷土に携わり、地域社会に貢献できる人材へと導きます。

4 多様な学びを支える教育環境の整備

不登校や多様な学びのニーズに対応し、誰一人取り残さない教育環境を整えます。学校体育の充実とともに、部活動の地域展開を進め、地域スポーツの振興を図ります。さらに、学校の再編や小規模校の活性化など、地域の実情に応じた教育体制を構築するとともに、教員の資質・指導力の向上を図り、地域の協力を得ながら、安心して学べる学校づくりを進めます。

5 学びの循環 - 世代を超えた知恵の継承 -

親から子へ、子から孫へと学びが連なり、若い世代からも新たな知恵がもたらされる「学びの循環」を築きます。世代を超えて学びを伝え合い、持続可能な社会の基盤を支えることで、「しあわせの島」の実現を共に担う力を養います。

「 地域（シマ）で教え 地域（シマ）に学ぶ
学びの循環 」

6 教育の基本方針

地域に根ざしたふるさと教育

～あまみの子どもたちを光に～



「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ、育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統・文化に誇りをもつ子どもを育成することである。さらに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子化・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人ひとりを「光」輝く存在に育成するものである。

7 今後5年間に取り組む施策

【1】本市教育の取組における視点

基本目標「**地域で教え 地域に学ぶ 学びの循環**」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化に受け身で対処する姿勢のままでは、対応が難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

(3) 生涯を通じて一人ひとりが幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人ひとりが幸せや生きがいを感じることをできるようにするためには、誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子どもたちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

(4) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働

学校は、一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、子どもたちの能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

学校、家庭、地域等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(5) 郷土の教育的伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があります。また、豊かな自然、シマグチ・シマウタ・八月踊り・六調などの伝統文化など、奄美ならではの教育的資源も豊富であり、「子どもはシマ（地域・集落）の宝」とし、地域全体で子どもたちを育てる「結の精神」も残っています。

先人が守り残したシマの宝を、未来に向け継承を図っていきます。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGA スクール構想による1人1台端末の実現をはじめ ICT 環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICT を効果的に活用した探究的な学びなどの第3段階を目指します。

【2】本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、今後においても、学校と地域が相互にかかわり合い、地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域が担う役割は大きいものがあります。地域の方々との触れ合いを大切にしながら郷土のことを学び、自然や文化、歴史を誇りに思い、いつまでも守り続けたいと思う気持ちを持つ子どもたちを育成するため、今後も、地域において子どもたちを守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養^{かんよう}に必要なものです。



基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

【基本目標】 **地域（シマ）で教え、地域（シマ）に学ぶ、学びの循環**

【基本方針】 **地域に根ざしたふるさと教育 ～あまみの子どもたちを光に～**

今後5年間に取り組む施策

【本市教育の取組における視点】

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 **生涯を通じて一人ひとりが幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり**
- 4 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働
- 5 郷土の教育的伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 **教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進**

【本市教育施策の方向性】

